

UNITED STATES  
SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION  
Washington, D.C. 20549



**FORM SE**  
**FORM FOR SUBMISSION OF PAPER FORMAT EXHIBITS**  
**BY ELECTRONIC FILERS**

Japan Bank for International Cooperation  
Exact name of registrant as specified in charter

0001551322  
Registrant CIK Number

Annual Report on Form 18-K  
for the Fiscal Year Ended March 31, 2012  
Electronic report, schedule or registration statement  
of which the documents are a part (give period of report)

333-182490  
SEC file number, if available

S- \_\_\_\_\_  
(Series identifier(s) and name(s), if applicable; add more lines as needed)

C- \_\_\_\_\_  
(Class (contract) identifier(s) and name(s), if applicable; add more lines as needed)

Fiscal Year Ended March 31, 2012  
Report period (if applicable)

**SEC  
Mail Processing  
Section**  
**SEP 26 2012**  
**Washington DC**  
**408**

\_\_\_\_\_  
Name of Person Filing the Document  
(If other than the Registrant)

Identify the provision of Regulation S-T (§232 of this chapter) under which this exhibit is being filed in paper (check only one):

- Rule 201 (Temporary Hardship Exemption)
- Rule 202 (Continuing Hardship Exemption)
- Rule 311 (Permitted Paper Exhibit)

**SIGNATURES**

*Filings Made by the Registrant:*

The Registrant has duly caused this form to be signed on its behalf by the undersigned, thereunto duly authorized, in Tokyo, Japan, on September 26, 2012.

Japan Bank for International Cooperation

By:

  
Kenichiro Hayashi  
Director General  
Treasury Department  
Corporate Group

*Filings Made by Person Other Than the Registrant:*

After reasonable inquiry and to the best of my knowledge and belief, I certify on \_\_\_\_\_, 2012, that the information set forth in this statement is true and complete.

By: \_\_\_\_\_

(Name)

\_\_\_\_\_  
(Title)

## EXHIBIT INDEX

<u>Exhibit Number</u>	<u>Description</u>
1.	Excerpt of General Rules of the National Budget, which relates to the registrant for the fiscal year ending March 31, 2013 (Exhibit 4 to the Annual Report on Form 18-K for the fiscal year ended March 31, 2012, filed on September 26, 2012)

## **Exhibit 1**

# 平成 24 年度 一般 会 計 予 算

## 予 算 総 則

### (歳入歳出予算)

第 1 条 平成 24 年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ 90,333,931,511 千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

### (継続費)

第 2 条 「財政法」第 14 条の 2 の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

### (繰越明許費)

第 3 条 「財政法」第 14 条の 3 の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

### (国庫債務負担行為)

第 4 条 「財政法」第 15 条第 1 項の規定により平成 24 年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

### (歳入歳出予算等の内訳)

第 5 条 「財政法」第 28 条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

### (公債発行の限度額)

第 6 条 「財政法」第 4 条第 1 項ただし書の規定により平成 24 年度において公債を発行することができる限度額は、5,909,000,000 千円とする。

2 「平成 24 年度における公債の発行の特例に関する法律」(仮称)の規定により公債を発行することができる限度額は、38,335,000,000 千円とする。

3 第 1 項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの(以下「外貨公債」という。)がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率(アメリカ合衆国通貨にあっては、平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までの間における実勢相場を平均した為替相場(その相場に 1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場(その相場に 1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1 通貨単位について 10 円未満となる通貨にあっては、100 通貨単位(10 通貨単位について 1 円未満となる通貨にあっては、1,000 通貨単位)についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)をいう。以下同じ。)により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨

区 分	限 度 額
「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	平成24年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額 3,378,950千円
「漁業近代化資金融通法」第3条第3項の規定による金額の限度	平成24年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額 48,000
「地域再生法」の規定による金額の限度	平成24年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額 252,000
「総合特別区域法」第28条第2項の規定による金額の限度	平成24年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額 616,000
「総合特別区域法」第56条第2項の規定による金額の限度	平成24年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額 277,200
「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」第5条の規定による金額の限度	約定評価額総額の合計額 675,000,000

2 「国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律」第2条の規定により平成24年度において国際農業開発基金に拠出することができる金額の限度は、5,980,003千円とする。

(債務保証契約の限度額)

第13条 次の表の左欄に掲げる法人が平成24年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債 務	根 拠 規 定	金 額 の 限 度
1 株式会社日本政策金融公庫 次に掲げる社債に係る債務		
(1) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに係る業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	(1)に掲げる社債にあつては額面総額75,000,000千円、(2)に掲げる社債にあつては額面総額110,000,000千円及び(3)に掲げる社債のうち、指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係るものにあつては発行限度額200,000,000千円、その他のものにあつては額面総額900,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ハに係る業務に関するもの	同 項	
(3) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ニに係る業務に関するもの	同 項	

債 務	根 拠 規 定	金 額 の 限 度
<p>2 株式会社国際協力銀行 国際協力銀行業務社債のうち次に掲げるものに係る債務</p> <p>(1) 外貨をもって支払われるもの</p> <p>(2) 本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの</p>	<p>「国際復興開発銀行等からの外貨の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項</p> <p>「株式会社国際協力銀行法」第35条第1項</p>	<p>(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が211,500,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減償基金等に払い込むべき金額に相当する金額</p>
<p>3 預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務</p> <p>(1) 「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの</p> <p>(2) 危機対応業務に関するもの</p> <p>(3) 金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの</p> <p>(4) 金融機能強化業務に関するもの</p>	<p>「預金保険法」第42条の2</p> <p>「預金保険法」第126条第2項</p> <p>「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条</p> <p>「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第5条第2項</p> <p>「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条</p>	<p>(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額17,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額12,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額</p>